

工事請負契約一般条項

公益財団法人 高輝度光科学研究センター(以下「甲」という。)と請負業者(以下「乙」という。)とは、次の条項により、工事請負契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別冊仕様書及び図面にに基づき、甲の指示に従い、契約書記載の契約金額をもって、契約書記載の工期内に工事を完成し、工事目的物を甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、仕様書及び図面に明示されていないもの又は交互符合しないものがあるときは、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、仕様書及び図面にに基づき約定工程表を作成し、契約締結後速やかに甲に提出し、その承認を受けるものとする。

4 乙は、約定工程表の作成にあたっては、甲の示した工程表に従い、工事各箇の施工順序を詳細に記載しなければならない。

5 乙は、その負担において、工事に必要な測量及び施工図面の作成を行うものとする。

6 乙は、工事が完成したときは、竣工図を甲に提出するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第2条 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得ずに、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明付写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

2 乙は、この契約の目的物もしくは検査済の工食用材料を第三者に売却し、貸与し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第3条 乙は、本契約に関し知りえた情報を、第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 本条項は、この契約の期間満了後においても、なお効力を有するものとする。

(委任又は下請等)

第4条 乙は、契約の履行について、工事の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ届け出て甲の承認を得た場合には、この限りでない。

2 乙は工事の一部について、下請人を決定したときは、その名称その他甲が指定する事項を甲に通知しなければならない。

3 甲は前項の規定により通知のあった下請人について、契約履行上著しく不適当と認めるときは、乙に対してその変更を求めることができる。

(現場代理人等)

第5条 乙は、契約後速やかに現場代理人及び必要な場合は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を選任しこれを甲に届け出るものとする。

2 乙又は乙の現場代理人は、工事現場に常駐し、甲の指示に従い、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項を総括しなければならない。

(現場代理人等の変更)

第6条 甲は、乙の現場代理人、主任技術者、使用人及び労働者のうち工事の施工又は監理にあたり、不適当と認められる者がある場合は、その理由を明示して、乙にその者の交代を要求することができる。

(機材等)

第7条 乙は、工事に要する機器、資材等をすべて乙の負担において準備しなければならない。ただし、別に定める場合にはこの限りでない。

(材料の検査)

第8条 乙は、乙の負担に属する工食用材料について、甲の検査をうけ、これに合

格したもの不得以任何に使用することはできない。ただし、甲が検査を不要と認めたものについてはこの限りでない。

2 乙が前項本文にかかわらず不合格品を使用し又は検査を受けていないものを使用した場合は、甲は、乙の負担において工事の再施工を命ずることができる。

3 第1項による材料検査に直接必要な資材及び役務の費用は、すべて乙の負担とする。

4 乙は、検査の結果不合格となった材料を、甲の指示に従い滞りなく現場から搬出するものとし、乙がその指示に従わない場合は、甲は、乙の負担においてこれを処理することができる。

(貸与品及び支給材料)

第9条 甲が、乙に貸与する物(以下「貸与品」という。)及び支給する材料(以下「支給材料」という。)は、仕様書及び約定工程表に定めるところによる。

2 乙は、貸与品及び支給材料を受け取ったときは、甲に受領書を提出するものとする。ただし、甲が必要としないときはこの限りでない。

3 乙は、貸与品並びに支給材料の保管、取扱い及び使用にあたっては、仕様書に定めるところによるほか、甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

4 乙は、貸与品の使用を終った場合及び支給材料に残品を生じた場合、甲の指示に従い、滞りなくこれを甲に返還するものとする。

(知的財産の取り扱い)

第10条 乙は、工事の施工にあたり、知的財産権、その他第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用するときは、その使用の一切の責任を負わなければならない。

(工事内容の変更及び一時中止)

第11条 甲は、必要がある場合は、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止させることができる。

2 甲は前項により、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止した場合であって、契約書記載の契約金額又は工期が不適当と認められたときは、契約金額又は工事を変更することができる。

3 前項の場合における契約金額の変更は、次に定めるところによる。

(1)直接工事費については、甲乙協議して決定する。

(2)諸経費については、甲が相当と認めた場合に行う。

4 甲は第1項により、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止させた場合であって、乙に重大な損害を与えたときは、その損害を補償するものとし、その補償額は、甲乙協議して決定する。

(工期の変更)

第12条 甲は、必要ある場合は、工事の全部又は一部について契約書記載の工期を変更することができる。

2 乙は、前項により工期が変更された場合、これを理由として契約金額の増額又は損害賠償を求めることはできない。ただし、甲は、乙がこれにより重大な損害を受けると認めた場合は、その損害を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して決定する。

(工期の延長)

第13条 乙は、契約書記載の工期までに工事を完成することができないと認めるときは、滞りなくその事由及び工事完成の予定日を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙の責に帰し難い事由によると認めるときは、乙と協議して工期を延長することができる。

(工事遅延に対する損害金)

第14条 乙は、その責に帰すべき事由により工事の完成が遅延した場合は、工期の翌日から完成の日までの日数について、契約金額(既に引渡し済の部分がある場合は、契約金額から当該部分相当する契約金額を控除した額)の年3%に相当する金額を甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

(損害の予防)

第15条 乙は、工事の施工にあたり工事の目的物に関し又は材料若しくは第三者に対し損害発生のおそれがあると認めた場合は、予防措置を講じる等臨機の措置をとらなければならない。

(第三者の損害)

第16条 乙は、工事の施工にあたり第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負わなければならない。ただし、乙の責に帰し難い事由による場合はこの限りでない。

(損害の負担)

第17条 乙は、工事の完了前に工事の施工に関連し、又は工事の目的物について損害を生じた場合は、その損害を負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

2 乙は、貸与品及び支給材料が滅失破損し、又はその返還が不可能となった場合は、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を負担しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(撤去品)

第18条 工事の施工により、撤去品が生じた場合は、乙は甲の指示する場所において、甲に引き渡すものとする。ただし、甲が引渡しが必要ないと認めたものは、乙の責により撤去・処分するものとする。

(工事の完了)

第19条 乙は、工事が完成した場合は、直ちにその旨を仕様書に定める書面及び終了届等により届け出て甲の検査を受けるものとする。終了届等の提出が遅れたときは、乙は、支払いの遅延について苦情を申し立てることができない。

2 甲は、前項の届出を受理した場合は、乙の立会いのもとに検査を行うものとし、合格した時をもって工事の完了とする。

3 乙は、前項による検査に合格しない場合は、甲の指示に従い甲の指定する期間内に、この契約に基づく義務を再履行しなければならない。乙は、義務の再履行をした場合は、速やかにこれを甲に届け出なければならない。

4 乙は、前項による工事を完了した場合であっても第14条に定める責任を免れることができない。ただし、遅延日数は、甲が業務の再履行を指示した日から完成の日まで(工期内に要した日数は除く。)とする。

5 甲は、第3項において乙が正当な理由なく甲の指示に従わない場合、乙の負担においてこれを行うことができる。

(工事目的物の引渡し)

第20条 前条により検査に合格した場合は、乙は、甲に工事目的物を遅滞なく引き渡さなければならない。

2 工事目的物の所有権は、前項の規定による引渡しをもって、乙から甲に移転する。

(部分引渡し)

第21条 工事の一部分が完成した場合において、甲が必要と認めたときは、甲は、乙に対して当該部分の引渡しを、乙は、甲に対して当該部分に対する契約金額相当額の支払を請求することができる。

2 前項の場合において、第19条、第20条、第22条及び第23条を準用する。

(引渡し後の処理)

第22条 乙は、検査に合格した日以後、甲が撤去を要求した工事前設備、剰余材料等を甲の指定する期日までに撤去しなければならない。

2 乙は、前項による撤去を終了した場合は、速やかにその旨を甲に届け出るものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、乙が撤去しないときは、乙の負担においてこれを撤去することができる。

(支払)

第23条 甲は、第19条、第20条及び第21条の処理が完了した場合は、乙の請求に基づき契約金額を当該月末締め翌月末払いで乙に支払う。

(担保責任)

第24条 乙は、第20条に規定する引渡しの日から1年以内に当該工事目的物に仕様書等契約内容との不適合が発見され、その不適合が乙に通知されたときは、甲の請求に基づき乙の負担において、甲と協議した期限までにその不適合を補修、その他の一つまたは複数の方法により追完し、かつその不適合によって甲が受けた損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、乙にその理由を通知して契約の

全部又は一部を解除することができる。

(1)乙がその責に帰すべき事由の有無にかかわらず、明らかに契約書記載の工期までに又は工期経過後相当の期間内(ただし、当該事業年度を越えることはできない。)に工事を完成する見込みがないとき。

(2)乙が工事を放棄し、又は正当な事由なく工事を中止したとき。

(3)乙が工事の施工にあたり、甲の正当な指示に従わないとき。

(4)前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(5)乙が契約の解除を申し出たとき。

(6)甲がその都合により契約の解除を必要とするとき。

(7)乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項第1号から第5号、第7号の一に該当する事由により契約を解除されたときは、解除部分につき契約金額の10分の1の額を、甲の指示する日までに甲に支払うものとする。ただし、乙の責に帰し難い事由により乙が解除を申し出、甲がこれを認めたときは、この限りでない。

3 甲は、第1項第6号により、契約を解除した場合で、乙に損害を与えたときは、その損害を補償するものとし、その補償額は、甲乙協議して決定する。

(契約解除に伴う処理)

第26条 前条第1項第1号から第5号、第7号の一に該当する事由により契約が解除となった場合の処理は、次の各号によるものとする。

(1)甲は、必要と認めるときは、乙に対し工事の目的物の出来形部分の全部又は一部を検査のうえ引渡しを求めることができる。

(2)前号の場合において、甲は出来形部分で、甲の検査に合格したものについては、当該部分に相当する契約金額を、また合格しないものについては、当該部分に相当する契約金額から改修に必要な金額を差し引いた額を乙に支払う。

(3)第1号による工事の目的物の引渡し及び引渡しまでの保全に要する費用は、乙の負担とする。

(4)甲が引渡しを受けないものについては、乙は甲が定めた期間内に、これを引き取りかつ原状に復さなければならない。

(5)甲は、乙の所有に係る現場搬入済の工事前設備及び材料で必要と認められたものは、乙から譲渡を受け、又は借用することができる。譲渡価格又は借用料は、甲乙協議して決定する。

2 第25条第1項第6号により契約が解除となった場合は、前項の規定を準用する。

(違約金、損害金等の相殺)

第27条 甲は、乙が甲に支払うべき違約金、損害金等がある場合は、この契約に基づき、乙に対する支払代金その他の債務と、これを相殺することができる。

(一般的損害賠償)

第28条 甲は、乙の責に帰すべき事由により、損害を受けた場合で、この契約の他の条項の規定により損害を補填されないときは、乙に対してその損害賠償を請求することができる。

(協議事項)

第29条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。又、紛争が生じたときは、日本国の法令に準拠し、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。